

# 植民地銀行の不動産金融と財務構造の変遷

—19世紀後半Bank of Australasiaの活動を中心として—

石田 高生

## はじめに

オーストラリアでは、1885年に27行の発券銀行が営業しており、そのうち5行は、イギリス系植民地銀行であった。植民地銀行とは、ロイヤル・チャーターを獲得し、ロンドンに本店と取締役会を置き、各植民地で営業した銀行をさしている<sup>1)</sup>。その銀行群のなかで最も早く設立されたのは、1835年の Bank of Australasia であった。植民地銀行は、為替業務を主要な業務としており、かれらはオーストラリアにおいても1840年代に為替市場を独占するとともに<sup>2)</sup>、オーストラリアの各植民地の主要都市に支店を開設して広域的な業務を営む発券銀行であった。だが、19世紀後半に植民地内部金融を拡大し、オーストラリア植民地に現地化し、戦後大合同によって今日の Australia and New

- 
- 1) イギリス系植民地銀行5行は、Bank of Australasia(1835年)、Union Bank of Australia(1838年)、English Scottish Australian Chartered Bank(1852年)、Bank of South Australia(1837年)、London Chartered Bank of Australia(1852年)以上である。その他 Agra Bank(1833年)、Oriental Bank(1842年)がオーストラリアで活動していたが、周知のように両行とも19世紀後半に後退した。1880年代に Union Bank of Australia は7つの植民地で、Bank of Australasia は6つの植民地に支店を持っていた。オーストラリア系銀行は、植民地の地域主義のためにその最大の銀行であった Bank of New South Wales でさえも5つの植民地に支店を持つにすぎなかった。
  - 2) オーストラリアの為替市場は、イギリス植民地銀行の進出以前は、植民地政府による大蔵省手形の販売によって輸入者にたいして貿易金融が与えられていたが、オー

Zealand Banking Group (ANZ Bank) となった<sup>3)</sup>。この現地化に当たって最も重要な業務がパストラル・ファイナンスであった。

パストラル・ファイナンスは、不動産金融の一形態で、1860年代以降の牧羊業の拡大による土地購入資金を始めとする資金需要の増加を背景として展開した各種金融機関による土地・羊毛・家畜等を担保にした不動産抵当貸付のことである<sup>4)</sup>。当時不動産抵当貸付を行った金融機関は、牧羊金融会社 (Pastoral Finance Company), 抵当銀行 (Mortgage Bank), 不動産・投資会社 (Property and Investment Company), 建築組合 (Building Society) 等と商業銀行

---

ストラルリアの輸出者にたいして貿易金融は与えられていなかった。また大蔵省手形の販売量も政府支出額に限定され、かつその動向に左右されていた。こうした為替市場の困難を克服するためにイギリス系植民地銀行が進出した。その後オーストラリアの為替市場は、このイギリス系植民地銀行によって独占されるに至ったが、1840年代にオーストラリア系銀行のロンドンへの進出によってこれらとの競争市場へと転換することとなる。(S.J. Butlin, *Foundation of the Austrarian Monetary System, 1788-1851*, (Sydney, rep. 1968, pp.478-95.) インド・極東系の植民地銀行は、為替業務を中心としておりこの点についての最近の研究には、以下のものがある。立協和夫『在日外国銀行史』日本経済評論社、1987年、同「香港上海銀行の対日戦略」(長崎大学『東南アジア研究年報』第29集、1987年)、井上巽「インドの金融機構と中央銀行設立問題」(藤瀬・吉岡編『国際金本位制と中央銀行政策』名古屋大学出版会、1987年)、北林雅志「19世紀後半アジアにおけるイギリス植民地銀行の諸活動」(金融学会編『金融学会報告』66、1988年)

- 3) 現在オーストラリアには、政府系の Commonwealth Bank of Australia を除くと商業銀行3行がある。Australia and New Zealand Banking Group Ltd. は、イギリス系植民地銀行の集中によって形成された。この社史は、S.J. Butlin, *Australia and New Zealand Bank* (London, 1961), 同書は、以下 ANZ Bank と略記する、D. T. Merrett, *ANZ Bank*, (Sydney, 1985) がある。Westpac Banking Corporation は、1982年に Bank of New South Wales と Commercial Banking Company of Sydney との合併によって成立した銀行で、N. S. W. を中心としたオーストラリア系銀行の集中したものである。Bank of New South Wales の社史は、R. F. Holder, *Bank of New South Wales*, (Sydney, 1970) がある。National Bank of Australasia Ltd. は、ビクトリアを中心とした銀行の集中したものである。この社史は G. Blainey and G. Hutton, *Gold and Paper, 1858-1982*, (Melbourne, 1983) がある。
- 4) パストラル・ファイナンスと牧羊金融会社の活動については、J. D. Bailey, *A Hundred Years of Pastoral Banking*, (Oxford, 1966), N. G. Butlin, *Investment in Australian Economic Development, 1861-1900*. (Cambridge, 1964), pp. 125-47. あるいは伝田功「豪州経済の発展と資本輸出」(滋賀大学『彦根論叢』125号、1967年)、同「豪州経済の発展と土地抵当会社」(滋賀大学『彦根論叢』第129・130合併号、1968年) 参照されよ。

(Trading Bank) であった<sup>5)</sup>。だが、貸付の規模からみると牧羊金融会社と商業銀行が主要なものであった。牧羊金融会社についての紹介はいくつかあるので、本稿では商業銀行の不動産金融にのみ限定することとする。銀行の不動産抵当貸付は、1861年New South Wales (以下、N.S.W.と略記する)の公有地売却法 (Land Alienation Act) の成立と1872年以降の本格的な大量売却によって始まり<sup>6)</sup>、1880年代にピークに達した。だが、1893年の金融恐慌を契機に大幅な後退を迫られ、その後のオーストラリア経済全般の停滞期に政府機関による牧羊業にたいする助成が開始され、農・牧業にたいする不動産金融は、一部政府金融の形態に転換した<sup>7)</sup>。

- 5) 牧羊金融会社は、この時期にパートナーシップから株式会社へ組織変更した。New Zealand Loan and Mercantile Agency Company of Australia Ltd. は、1865年にロンドン証券取引所に上場した。Australia Mortgage Land and Finance Company Ltd. は、1863年に、Australia Mortgage and Agency Company Ltd. は、1880年に、Dalgety and Company Ltd. は、1884年に同じく上場した。(N.G. Butlin, *op. cit.* p. 142.)
- 6) オーストラリアの土地制度は、1830年代まで基本的に公有地制 (Crown Land) であり、1835-1847年の「スコッティング時代」(Squatting Age) に公有地の大地主占有制に転換し、N.S.W., ビクトリアの東・中部地区は、1840年代までにはほとんどこのスコッター層によって牧羊地として占有されてしまった。だが1851年の金の発見によるオーストラリアの社会・経済の急成長のなかで、スコッターの粗放的土地利用に対する批判が噴出し、農業の育成と土地改良を目的とした自由入植制のための法案が成立することとなった。1861年に N.S.W. において公有地売却法 (The Act for Regulating the Alienation of Crown Land) によって公有地の本格的売却が開始された。この法案は、入植者に土地の自由選択権を与え、測量および登記の簡素化を計り、40-320エーカーの範囲でエーカーあたり1ポンドの価格で売却するものであって、住居および柵作り等の改良条件を決めていた。だが、この土地の売却は、大地主占有を所有に転化したにすぎなかったという批判が通説である。(B. Fitzpatrick, *The British Empire in Australia* (Melbourne, 1st. pub. 1941) p. 200) その後イギリスへの羊毛輸出の拡大によって牧羊地帯は、西部地区に広がり、1884年には新たに土地法が成立した。しかし同法は、西部地区に広大な牧羊地の占有とその借地期間の長期化を決め、大地主所有による牧羊業の発展を促進するものであった。(T.A. Coghlan, *The Wealth and Progress of New South Wales, 1900-01*, (Sydney, 1902) p. 435.) 公有地の売却が本格化するのは1872年以降であり、この動向については、P.N. Lamb, *Crown Land Policy and Government Finance in New South Wales, 1856-1900*, *Australian Economic History Review*, Vol. 7, No. 1, 1967, pp. 41-2. を参照されよ。
- 7) W.P. Reeves, *State Experiments in Australia & New Zealand*, (London, 1900) p. 334.

この時期は、1851年の金の発見と中・西部地域およびクインズランドへの牧羊の外延的拡大を背景にオーストラリア経済が急成長する時期であるとともに、通貨・資本両面においてロンドン金融市場への依存を強め、銀行と非銀行金融機関の設立、支店銀行制度の確立、手形交換所（メルボルン—1867年）・証券取引所（メルボルン—1852年）の設立に見るようにオーストラリア金融市場の確立期でもあった。

不動産抵当貸付は、短期の商業金融を基軸としたイギリス銀行主義の原理からすれば、極めて異質な業務であり、その展開に当たって貸付の規制や抵当物件の管理等の多くの問題をかかえ、19世紀後半オーストラリアで活動する銀行の特質を形成するに至った。銀行は、業務上の変化に対応するために財務構造の変容を迫られた。長期の不動産抵当貸付の結果は、土地投機の失敗とこれに続く1893年金融恐慌に集約されて発現したが、他面では、イギリス植民地銀行のうち Bank of Australasia と Union Bank of Australia（以下、Union Bankと略記する）は、他のオーストラリア系有力諸銀行とともにこの危機を克服し、不動産抵当貸付を縮小しながらも、植民地への現地化を達成していった。そこで本稿は、イギリス系植民地銀行のなかでも、ANZ Bank の母体となった Bank of Australasia のいくつかの資料をもとに19世紀後半の牧羊業への不動産抵当貸付の業務と財務構造の変化を検討することによって、イギリス植民地銀行のオーストラリアへの定着過程における業・財務上の特質と問題点を明らかにする。

## I 支店拡張政策の転換

### （1）オーストラリア系銀行の支店拡張

オーストラリア系銀行は、1840年代の中頃にロンドンの銀行とロンドン宛為替手形の取立て契約を結び、そこに準備金を形成して、外国為替業務を開始した<sup>8)</sup>。これによってイギリス系植民地銀行に独占されていた貿易金融を自分の

8) N.S.W. Bankは、London Joint Stock Bankと1845年にロンドン宛為替手形の取立て契約を結んだ。その数年前に Commercial Banking Company of

もとに置き、自己の顧客にたいして植民地内の商業金融と貿易金融の両面を提供することが可能となった。これはオーストラリアの商業がイギリスとの貿易と直結しているだけに、植民地内金融を拡大する上での一つの飛躍点であった。幸運なことに1851年の金発見は、金輸出によってロンドン現金準備を拡充し、為替相場の安定を実現することによって植民地内貸付の拡大要因となった。だが、イギリス系植民地銀行にとっては、植民地内貸付をオーストラリア系銀行に依存し為替業務だけを取引していた顧客が、オーストラリア系銀行に吸収されることとなり、イギリス系銀行に取って為替業務を維持するためにも植民地内貸付を拡大する事が必要となった。これが、イギリス系銀行による不動産抵当貸付への進出の積極的な理由であった。

オーストラリア系銀行の支店拡張は、1850年代のビクトリア植民地での金購入代理店の開設をもって始まった<sup>9)</sup>。表1は、オーストラリアで活動する銀行

表1 オーストラリアの有力銀行の支店数の変化

銀行名		1840	50	60	65	70	75	80	85	90
オーストラリア系銀行	Bank of New South Wales	1	2	24	44	62	115	147	158	185
	Commercial Banking Company of Sydney	4	2	16	—	37	61	79	112	151
	Australian Joint Stock Bank			15	19	34	54	66	87	185
	National Bank of Australasia	—	—	—	24	49	62	95	101	135
	Bank of New Zealand	—	—	—	30	35	67	99	114	114
	Bank of Victoria	—	—	—	—	29	69	74	68	67
イギリス系植民地銀行	Bank of Australasia	7	7	17	20	23	47	79	114	145
	Union Bank of Australia	5	8	15	21	22	27	56	68	90
	English Scottish Australian Chartered Bank			5	7	11	21	38	57	92
	South Australian Banking Company	1	1	4	6	12	15	24	29	—
商業銀行の支店総数		28	24	197	294	381	613	844	1159	1543

注) 上の数字には基本的に代理店も含まれている。

資料) 1860年以降の各銀行の支店数は Banking Almanac の各号より作製し、1840年と1850年の各行の支店数と商業銀行の支店総数は、S.J.Butlin, *The Australian monetary System, 1851-1914* (Sydney, 1986) pp.297~8より作製した。

Sydneyは、ロンドンの銀行と代理店契約を結び、為替業務に参入していた。(R.F. Holder, *op. cit.*, p. 143.)

9) 金は、最初、N.S.W.において発見されたが、同年の後半にビクトリアでも発見さ

の支店数の変化を示したものである。少なくとも1860年までオーストラリア系銀行とイギリス系植民地銀行との間に支店数の大きな開きはなかった。だが、1860年代にオーストラリア系銀行は急速に支店の拡張をはかり、本国イギリスよりも逸早く支店銀行制度を確立するとともに、イギリス植民地銀行の支店数をはるかに上回った。1860年代の支店拡大の特徴は次の点にあった。第一に東部・中部地区における牧羊業の発展とこれにともなって、羊毛の集散地での牧羊金融の展開と預金獲得のために、農・牧地帯をカバーするためのものであった。第二に、シドニー、メルボルンを始めとする急成長した都市に支店を複数開設すること、さらに都市郊外への支店拡張にあった。Bank of New South Wales (以下、N.S.W. Bank と略記する) の場合、1860年に初めてシドニーに本店とは別に支店が設立され、70年代の中頃にはシドニーの郊外に開設された<sup>10)</sup>。

1870年代後半以降もこうした要因は強まったが、商業銀行にとっては、さらに新たな環境が生まれた。それは、牧羊金融会社、抵当銀行、不動産・投資会社、建築組合等の設立と急成長であった。この非銀行金融機関は、長期社債によって資本を調達し不動産抵当貸付と不動産取引を行うとともに、加えて積極的に預金業務を行っていた。銀行は、一方で銀行間預金競争を熾烈化しながら、他方でこれら外編的金融機関の挑戦にさらされていた<sup>11)</sup>。

だが、1860-70年代の業務および支店の拡大期は、同時にオーストラリアにおける各植民地の地域ナショナリズムの台頭期にあたり<sup>12)</sup>、銀行の業務の拡大

---

れ、1850年代を通じてビクトリア植民地が金生産の中心であった。産金業者からの預金および金の購入のために N.S.W. Bank の1850年代の支店・代理店の配置は、ビクトリアにおいて活発に展開する。1860年に同行の支店は、ビクトリアで11店舗、N.S.W.で10店舗であった。(Banking Almanac, 1860, p. 131.)

10) R.F.Holder, *op.cit.*, p.268.

11) 非銀行金融機関の預金の動向は、以下のとおりである。牧羊金融会社の預金・社債1893年に12.960千ポンド、抵当銀行の社債・預金1889年に3.705千ポンド、不動産・投資会社の社債・預金1889年2.1934千ポンド、建築組合の預金1891年に4.731千ポンド (Australian Insurance and Banking Record (以下、A.I.B.R.と略記する), 1889, p.752, 1891, p.851, 1893, p.692より), 商業銀行の預金総額1890年に131.000千ポンド (N.G.Butlin, *op.cit.*, p. 156.) であった。

12) 銀行の地域主義的傾向は、植民地の自治領化 (1856年)、N.S.W 植民地からのビクトリアの分離 (1851年)、クインズランドの分離 (1859年) にみるような植民地の地域ナショナリズムの台頭と関連している。

は、結果として銀行の地域主義的性格を強めるものであった。最大の N.S.W. Bankでさえも1870年に N.S.W., ビクトリア, クインズランド, ニュージーランドの4つの植民地で活動していたにすぎなかった。これにたいしてイギリス系銀行は一般的に植民地において広域的に活動していた。Union Bank は、ニュージーランドも含めて6つの植民地で活動していた<sup>13)</sup>。だが1850-60年代のイギリス移民がビクトリアへの集中したために、イギリス系銀行の業務がビクトリア植民地に集中することとなった。こうした銀行の地域主義的性格は、イギリス系銀行にとって植民地預金の獲得の困難や政府勘定の他銀行への移転等の打撃を被ることとなった。

## (2) Bank of Australasia の拡張政策

Bank of Australasia は、その株主がほとんどロンドンに居住しており、経営は、株主総会において選出されたロンドンの取締役会 (Court) が当たっていた。そしてメルボルンに植民地の業務を管理する総監督局 (Superintendent Office) が置かれていた。その総支配人 (Superintendent) が、支店の支配人を始めとする人事権、業務方針の指示、支店監督権を持っていた。取締役会の基本政策は、1860年代以降、牧羊金融の拡大と植民地預金の獲得に置かれ<sup>14)</sup>、これを推進するために、オーストラリア系銀行の支店拡張に対抗して、支店の拡張と管理を計ることにあつた。この基本方針は、1866年オーバレント・ガーニー恐慌以降1873年までの間に一時的に慎重論が台頭したが、1874年以降、積極的に具体化されることとなる。

同行は牧羊業の資金需要の増加にたいして、1864年に増資 (800-1200千ポンド) また1862年にメルボルンの総支配人から独立した支店監督局 (Office of General Inspector of Branch) を設置した。そしてこの主任監督官 (Chiff

13) S.J. Butlin, *ANZ Bank.*, p. 191.

14) *Ibid.*, p. 197.

15) 同行の取締役会は、イギリス預金問題にしても支店拡張問題にしても1866年のオーバレント・ガーニー恐慌を契機に消極策に転換し、1873年以降積極的拡張策に転換している。マクアーサーは、取締役会の優柔不断とその短期的収益のみを問題にしていることを批判していた。 (*ibid.*, p. 199.)

Inspector) に副総支配人であったD.C.マクアーサー (David C. McArthur) が任命され、さらに彼は、1867年に総支配人 (Superintendent of The Colonial Establishment) に就任した<sup>16)</sup>。だが彼の基本政策は、牧羊貸付の規制、慎重な支店拡張、イギリス預金の積極的な導入に置かれていた。

貸付規制の面では、商人との重複抵当権を避けること、顧客の信用を為替業務によって判断し貸付額を牧羊業者の年生産額に限定することであった<sup>17)</sup>。彼の貸付規制策は、商人の振りだした羊毛輸出代金の取立為替手形の額に、植民地内の手形割引・貸付の額を制限することであって、商業金融の域を出るものではなかった。その限りで土地の購入資金および改良投資資金等の貸付を制限することとなり<sup>18)</sup>、植民地内貸付は、牧羊業者の短期の運転資金の貸付に留まった。加えて預金獲得は、植民地での困難からイギリス預金の導入を積極的に進めようとしたために、結果としては、支店拡張策が極めて消極的なものとなった。

Union Bank の1860年代以降の基本政策も、牧羊金融において商人を媒介にした貸付を行うこと、その貸付額は牧羊業者の年生産額に限定すること、資金調達は支店拡張よりも金利の引上げによって預金の獲得を目指すこと、羊毛委託販売に参入しないことに置かれていた。同行は、Bank of Australasia よりも牧羊金融にたいして厳しい原則を持っていた<sup>19)</sup>。

Bank of Australasia の取締役会は、マクアーサーの60年代一貫した慎重論を不満として、1876年に彼を総支配人から解任し、代わりに主任監督官の地位にあったE.S.パーキス (Edmund Samuel Parkes) を任命した<sup>20)</sup>。パーキスは、すでに1867年から主任監督官で支店拡張策を主張していた。彼は、取締役

16) Ibid., p.198.

17) Bank of Australasiaは、家畜(羊を中心としている)保有者名簿を作成し、優良銘柄に取引を限定するよう支店を指導していた。(ibid., p. 215)。さらに羊毛輸出業者の振り出すロンドン宛て取立為替手形の額が少ない場合に、長期貸付となるので、これを貸付業務のリスクと考えていた。(ibid., p. 217.)

18) Ibid.

19) Ibid., pp. 222-224.

20) Ibid., 197.



会の要請で牧羊金融と植民地預金の拡大、支店拡張策を具体化した。彼の支店拡張の具体策は、①都市郊外支店の複数開設、②新開拓地の主要地での開設、③ニュージーランド全域での開設であった<sup>21)</sup>。彼が引退するまでに開設を見た支店は、代理店も含めて79店舗に上った。同行は、表2のように70年代にはビクトリア植民地、ニュージーランド植民地において支店拡張を進め、80年代には全植民地において展開し、さらにN.S.W.およびクインズランド植民地への積極的進出にのりだした。そして1885年までにオーストラリア系銀行によって水を開けられた分を一応回復するとともに西オーストラリア植民地を除く全域に支店を開設することができた。

パーキスは、ビクトリアで銀行協会を主催し預金金利の協定をつくって、金利の安定化を計るとともに、イギリス預金を積極的に導入（1878年8月—790千ポンド→1886年2月—2000千ポンド）し、貯蓄部門を創設（1884年）して小口預金の獲得にのりだした<sup>22)</sup>。貸付の面では、ニュージーランドでの不動産抵当貸付を拡大し、長期手形による貸付の規制を緩和し<sup>23)</sup>、さらに砂糖プランテーションを始めとする製造業への貸付を開始した。彼は、支店の拡張が銀行業の拡大の最善の方法であると信じており、新しい町で他の銀行が支店を開設すれば、対抗上新たに支店を開設した<sup>24)</sup>。

表2 Bank of Australasia の支店数の地域別変化

地 名	1840	50	60	65	70	75	80	85	90
ニュー・サウス・ウェールズ	3	2	3	3	3	5	13	21	32
ビクトリア	1	2	10	9	10	24	36	47	63
クインズランド	—	—	1	2	2	2	2	9	11
南オーストラリア	1	1	1	1	1	3	5	9	7
西オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タスマニア	2	2	2	2	2	2	6	7	11
ニュージーランド	—	—	—	3	5	11	17	21	21
合 計	7	7	17	20	23	47	79	114	145

資料) Banking Almanac 各号より作製。

21) Ibid., pp. 243-245.

22) Ibid., pp. 238-239.

23) Ibid., p. 252.

24) Ibid., p. 243

表3 N.S.W. の借地権の銀行登記の変化

金融機関名	1888年	1898年
Bank of New South Wales	52	48
Australian Joint Stock Bank	29	15
Commercial Banking Company of Sydney	40	25
Union Bank of Australia	18	20
Bank of Australasia	7	14
English Scottish Australian Bank	6	6
Bank of New Zealand	3	3
City Bank	3	3
London Chartered Bank of Australia	—	3
Mercantile Bank of Sydney	6	—
合計	164	137

資料) Land Occupation Branch: Registers of Pastoral Leases, 1885-1904  
Central Division, 1885-1890, 1890-1901, より作製。

1880年代N.S.W.のリベリナ地方への進出は目をみ張るものがあった。1880年代以降N.S.W.の西部地域における牧羊業の拡大は、ビクトリアに主力をおいたイギリス系銀行のN.S.W.への進出を促進することとなった。表3は、N.S.W.植民地の公有地借地権の登記簿における金融機関による抵当権の登記者の変化を示したものである。牧羊金融の展開は、銀行の牧羊不動産の抵当権の保有を増加させるが、オーストラリア系銀行は、1893年恐慌の影響のため牧羊金融から手を引いたのにたいしてイギリス系植民地銀行は、全般には牧羊金融を縮小させながらも、N.S.W.植民地への進出政策の結果もあって、この地域での借地権を担保にした貸付を拡大していた。次説では、パークスによって主導された時期の Bank of Australasia の牧羊業にたいする不動産抵当貸付の動向と形態を考察する。

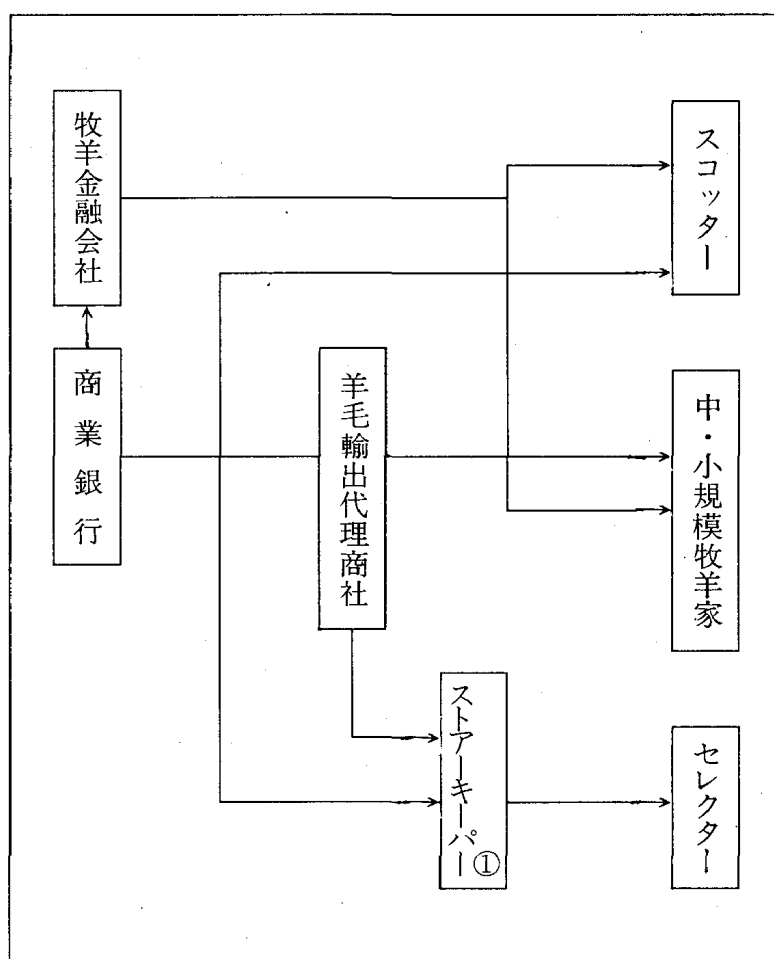
## II 不動産抵当貸付の展開

### (1) 牧羊金融の構造

先ず牧羊金融の構造について図1で簡単に説明を加えておく。牧・農家を対象とした金融は、各種の金融機関によって多様な貸付形式でなされた。だがこ

れらは、牧・農家層の規模の分化と金融機関の性格から3つに分けることができる。牧羊業は、1840年代までにN.S.W.の東・中部地区とビクトリアで大規模に土地を占有したスコッター（Squatter）層が、1860年代以降、牧羊業のクインズランドおよびN.S.W.西部地区への外延的拡大過程のなかで、土地所有の集中が進行し、大規模牧羊業者（いわゆるスコッター層）へ発展し、他方で小規模牧羊業者とに分解していった<sup>25)</sup>。さらに1861年の公有地売却法によって

図1 牧羊金融の構造



注) ①羊毛・家畜取引商、製粉業者等々も含まれる。

資料) S.J.Butlin, *ANZ Bank*, p.215, D.B.Watson, *Squatter, Selector, and Storekeeper*, (Sydney, 1968) p.149 より作製。

25) N.S.W.地区の土地保有面積の変化を見ると1000エーカー以上の土地の保有者数は、1879年から1889年にほぼ倍増したが、400エーカー以下の保有者数は、同じ時期に、

小規模農地を獲得し、穀物生産に従事していた農家 (Selector) 層が新たに形成された。だが、彼等は基本的に零細農家であった。

これら3層の牧・農家にたいして資金供給は、3種の系列を取っていた。1つは、牧羊金融会社による牧羊業全体への長期資金の供給である、彼等は、資金調達をロンドンでの長期社債の発行と預金収集で賄い、不動産抵当貸付、羊毛輸出、牧場の経営を行なっていた。2つは、商業銀行による大規模牧羊業者にたいする長期・短期資金の貸付である。これは、小規模牧羊家にたいしては、羊毛輸出代理商や1880年以降に拡大する牧羊金融会社、不動産・投資会社を媒介にした貸付形態をとり、比較的大規模な牧羊業者へは直接貸付の形態をとった。3つは、零細牧羊家およびセレクター層 (小規模農家) にたいしては地方の商人である羊毛・家畜取引商人、ストアキーパー (Storekeeper) および製粉業者等々による短期資金あるいは商品の無担保での貸付と現物での支払いが行われていた<sup>26)</sup>。だが1880年代になると銀行と牧羊金融会社による零細牧羊家・セレクター層への貸付も行われるようになった。

## (2) 不動産抵当貸付の形態

Bank of Australasia は、すくなくとも1860年まで為替業務および植民地内商業金融を中心としていた。為替業務は、羊毛輸出代理商の振り出したロンドン宛て取立為替手形の購入と、ロンドンの本店宛銀行為替手形の販売とによって構成されているが、これらの為替手形は、担保証券の掛目から判断すると第一級の証券として取扱われていた。前節でみたように同行は、為替業務を基礎にして植民地の内国為替および手形割引等の業務を行った。商人への貸付の形態は、裏書きされた商業手形の割引 (Local Indorsement)・植民地間の為替 (Intercolonial Indorsement)・引受 (Acceptance)・当座貸越 (Overdraft) で

ほぼ横這いであった。また私有地の賃貸状況は、早くから開拓された東・中部地区において約27%に達しており、すでに地主-小作関係が形成されていた。牧羊の拡大は、土地の集中をもたらし牧羊業者の分解を促進した。(T.A. Coghlan, *The Wealth and Progress of New South Wales, 1889-90*, (Sydney, 1891) pp.243-254.)

26) D.B. Waterson, *Squatter, Selector, and Storekeeper*, (Sydney, 1968) p. 149.

もっておこなわれており<sup>27)</sup>、こうした貿易金融および商業金融は、1860年代以降もイギリスへの羊毛輸出の増加とオーストラリア経済全体の発展を反映して着実に増加した。

だが、1870年代の後半以降、公有地の売却が大規模に開始されて牧羊業に多額の資金需要が発生した。資金需要は、土地購入資金（エーカー、1ポンド）、住居および柵の建設資金（柵の製作費用は、1870年代、1マイル20-30ポンド）、および農器具の導入と土地改良資金、また早魃等の補填費用、短期的には収穫までのつなぎ資金等があった。特に土地購入資金は、多額であり、長期分割支払方式で年4%の利子が付いた。さらに1860年代以降の鉄道建設および都市の発達によって不動産金融一般に対する要請が強まり<sup>28)</sup>、牧羊業におけるこれら開発資金の長期的不足が出現するにいたった。そこで銀行も危険率が高くまた規制の多い分野であった牧羊金融へ進出し、商業金融・貿易金融から不動産抵当貸付へ転換するとともに、各種金融機関の成長と牧羊業の金融的依存体質が形成された。

オーストラリアでは、銀行にたいして、その設立特許状によって土地・家屋・船舶等を直接担保にした貸付および商品担保貸付を禁止していた<sup>30)</sup>。だが銀行の不動産抵当貸付の困難は、銀行が当座信用（Cash Credit）の見返り保証として牧羊業の不動産抵当証券を担保に含むことを法的に規定していなかったの<sup>31)</sup>、銀行によるこれら抵当証券を担保にした貸付が展開することとなった。

27) 銀行が取引した商人は、2つに分類する事ができる。1つは、パートナーシップ形式の羊毛輸出代理商社であり、2つは、工業製品・日用品等の輸入業者であり、後者は、銀行勘定では、個人名で登場する。(Bank of Australasia, *Advances at Branches* (以下, Adv.と略記する), 1867, pp.58-71)

28) D.B. Waterson, *op. cit.* p.149.

29) オーストラリアの鉄道建設は、各植民地政府による公共事業として促進されており、資金調達は、ロンドン証券取引所において植民地債の発行によって行われていた。そして商業銀行は、政府代理業務（Commission）を除けば、鉄道金融には関与していなかった。オーストラリアの鉄道建設とイギリス資本との関係については荒井政治「オーストラリアの経済発展と英豪関係」（矢口孝次郎『イギリス帝国経済史の研究』東洋経済新報社、1974年）、109-115頁を参照されよ。

30) S.J. Butlin, *ANZ Bank*, p. 25.

31) R.F. Holder, *op. cit.*, p. 217.

この見返り証券に関する法的規定が存在しないことは、銀行と牧羊業者との間に抵当権を巡っての訴訟問題を頻繁に発生させた。だが公有地売却による私有地の拡大にともなって土地登記の簡素化のためにトレンス式不動産登記法 (Real Property Act) が1862年に成立し、抵当権の登記とその譲渡が法的に保証され<sup>32)</sup>、1864年会社法 (Company Act) もとで銀行の土地抵当貸付が認可された<sup>33)</sup>。さらに1870年枢密院規定 (Privy Council Verdict) によって請戻し権の喪失した抵当権に第一級の所有権が認められた<sup>34)</sup>。1860-70年に銀行の牧羊業への不動産抵当貸付のための法的措置が整備されたが、これは銀行の要求であり、訴訟の結果実現してきたものであった<sup>35)</sup>。

銀行による不動産抵当貸付の本格的展開は、オーストラリア系銀行が、先導的役割をはたした。N.S.W. Bankの場合、1850年代から当座信用の貸付形態を取扱い、1870年代には牧羊金融の拡大とともに貸付形態の中心は、手形割引から当座信用および当座貸越へ転換した<sup>36)</sup>。これは同時に貸付業務が商人を媒介とした商業金融の形式から牧羊業者にたいする直接貸付への転換を意味していた。

だがイギリス系諸銀行は、商人との不動産抵当権の重複、公有地借地権の担保としての不安定性、抵当物件の管理、さらに支店の貸付管理の問題から牧羊業者にたいし直接に貸付けることに消極的であった<sup>37)</sup>。Bank of Australasia

32) S.H. Roberts, *History of Australian Land Settlement, 1788-1920*, (Melbourne, 1968) p. 233.

33) R.F. Holder, *op. cit.*, p. 217.

34) S.J. Butlin, *ANZ Bank.*, p. 250.

35) *Ibid.*, p. 214.

36) N.S.W. Bankの貸付構成は、1860年手形割引は83%で、当座信用・当座貸越等の貸付は、19%であったが、1880年には、割引が28%、貸付が74%と大きく変化した。(R.F. Holder, *op. cit.*, p. 364)

37) 土地を獲得した場合、不動産の速やかな売却による貸付資金の回収を必要とされるが、これが極めて困難であった。また公有地借地権の所有は、植民地政府にあり、最終的に所有権の獲得が不可能であった。さらに1884年の公有地法まで借地期間は、西部地区の5年を最も長期としており、担保としては不確定な要素が多かった。特許状の禁止規定は、ニュージーランドにおいても1880年代に裁判所において問題として取り上げられていた。貸付の規制は、同時に牧羊業者の資金の困難を表面化す

は、当座信用よりもむしろ牧羊業者との間に約束手形 (Promisory Note) を作製し、これを割り引く形態を用いていた。表4は、同行の10千ポンド以上の貸付を分類したものである。これによると手形割引 (Local Indorsement) は、輸出入業者・一般商人にたいする裏書き手形 (Indorsement Bill) の割引と、先に挙げた羊毛輸出代理人にたいする手形割引であり<sup>38)</sup>、牧羊業者にたいする裏書き手形の割引例は僅かに存在したが、その場合でも小額であった。1860年代後半から1870年代前半までに商人にたいする裏書き手形の割引の貸付総額に占める割合は減少し、1875年に39%であった。これにたいして約束手形、当座貸越、当座信用は、牧羊業者を対象にした貸付であり、その勘定は、1867年に71勘定のうち28勘定で、1875年に83勘定のうち24勘定で30%程度に留まり、1875年に貸付に占める約束手形24%、当座貸越・当座信用16%であった。牧羊業者にたいする直接貸付は約束手形の割引を中心にしており、当座信用・当座貸越は比較的少なかった。以上を整理しておけば、同行の貸付形態は、手形形

表4 Bank of Australasia の  
10千ポンド以上の貸付分類 (単位 千ポンド)

項 目	1867年	1875年
手形割引	815 (44)	865 (39)
当座貸越勘定	100 (5)	314 (10)
当座信用	74 (4)	172 (6)
引 受	105 (6)	455 (15)
約束手形	488 (28)	636 (24)
保証貸付	31 (2)	125 (3)
ロンドン宛債権	144 (8)	440 (14)
その他 (外国・植民間為替)	77 (4)	162 (5)
計	1,835 (100)	2,202 (100)

資料) Bank of Australasia, *Adv.*, 1867  
pp. 58-71, 1875, pp. 217-238 より作製。

るため、つねに法的禁止規定は抵当貸付にたいする銀行・牧羊業者の現実の要求と対立していた。(ibid.p.250)

38) Bank of Australasia, *Adv.*, 1867; 1875, pp. 58-238.

式を中心としており、かつ長期の牧羊貸付の場合もほとんどが手形形式をとっていた。この特徴は、N.S.W.Bankの貸付総額にしめる当座信用・当座貸越の割合が1870年にすでに52%に達したのと際立った相違をなしている<sup>39)</sup>。

以下、商人を媒介にした牧羊貸付の形式を検討し、つぎに直接貸付の形式に検討を加えることとする。当初、銀行は牧羊業者に直接に貸付けることを敬遠し、羊毛輸出代理商であるWool Auctioneer, Settler Agents, Storekeeper, Stock Agents and Auctioneer, 等を媒介に貸付を行った<sup>40)</sup>。彼等は、牧羊業者と羊毛・農機具・日用品を主に取引しており、さらに資金の貸付および商品の貸付も行っていった。すなわち牧羊業者は、銀行と取引する前にすでに商人による高利での資金・現物貸付のために牧羊業者の資産には、商人の抵当権が付いていることが多かった<sup>41)</sup>。そこで銀行は、商人との抵当権の重複を避けるため、また商人の提供する証券が信用度が高かったために、商人等を媒介に貸付を行った。

商人を媒介にした牧羊業者への貸付の場合いくつかの手形作成方法が取られた。まず商人が、販売の代金として牧羊業から手形を受取り、それに裏書きして銀行で割り引きに賦す<sup>42)</sup>、ただこの場合商人は銀行との間に新たに手形を作製し先の牧羊業者から得た手形を担保として預ける事があった<sup>43)</sup>。また牧羊業者との間に融通手形を作製して、この手形を牧羊業者に裏書きさせて、これを銀行で割り引く事もあった<sup>44)</sup>。この場合牧羊金融の貸付対象は、これらの代理商商人であり、その貸付形態において形式的には一般・貿易商人にたいする商業金融の貸付形態と何等異なるところはなかった。すなわち裏書きされた商業手形の割引・引受・当座貸越の形態が主なものであった<sup>45)</sup>。ただこのとき商人は、

39) R.F.Holder, *op. cit.*, p. 217.

40) Bank of Australasia, *Adv.*, 1867, 1875, pp. 58-238.

41) D.B. Waterson, *op. cit.*, pp. 164-181.

42) S.J. Butlin, *ANZ Bank.*, p. 215.

43) R.F. Holder, *op. cit.*, p. 218.

44) Bank of Australasia, *Adv.*, 1867, p. 66.

45) *Ibid.*, pp. 58-238.



牧羊業者の土地・家畜等の抵当権および羊毛先取権を登記してこの抵当証券を見返り証券として銀行に預けることもあったり、銀行が抵当権を登記することもあった。だが抵当権が銀行へ集中する場合、この抵当物件の管理は、銀行に取って大きな負担となった。そして後考察するように抵当物件は、不動産・投資会社に任せ、特に羊毛の場合その管理を輸出商人に任せるとともに、商人が委託販売形式で羊毛を輸出した。あるいは銀行が牧羊金融会社の預金業務に対抗するために直接に委託販売を引き受けた。

次に牧羊業者への直接貸付の形態を検討する。Bank of Australasia の直接貸付を意味する牧羊勘定 (Station Advance) の貸付形式の構成は、1867年に約束手形によるもの488千ポンド、当座信用・当座貸越によるもの174千ポンドであり、直接貸付は、約束手形による貸付を基本にしていた。約束手形の割引は、僅かな例として商人にたいしてもなされたが、その圧倒的多数は牧羊業者にたいする貸付 (Station Advance) であった<sup>46)</sup>。銀行は、牧羊業者と直接、約束手形を作製し、これを割り引くことによって牧羊業者に資金を貸付けた。このとき銀行は、担保として私有地 (Freehold) の抵当権、家畜の抵当権、羊毛先取権を取った。手形割引は、その手形ユーザンスが4ヶ月から6ヶ月までの短期的性格のものであるが<sup>47)</sup>、手形の書き替えは認められており、また特定の地域での土地売却政策が進められるときは、長期手形 (1年) の貸付規制を緩和して、手形貸付を長期貸付の形態に利用した。

当座信用は、当座貸越の一種で、借手の連帯保証人として2名以上の保証を必要とした。そして小額貸付のばあい一般に担保を必要としなかった<sup>48)</sup>。高額

46) Ibid.,

47) R.F.Holder, *op. cit.*, p.218.

48) 当座信用 (Cash Credit) については、イングランドの当座貸越と区別されるスコットランド特有の貸付形態で、基本的には無担保貸付を原則としていたと考えられる。(北正己『近代スコットランド社会経済史研究』同文館、1985年、239頁。)だがオーストラリアでは、多額の貸付の場合、不動産権利証書 (Title-Deeds) が、担保として銀行に預託されていた。また保証貸付という貸付形態があるが、その性格は不明の点が多い、だがこの貸付は、個人借用書 (Bond) によって保証されており、1870年代以降急激に拡大する。(Bank of Australasia, *Adv.*, 1867, p.61.)

の貸付のばあい、担保として土地・家畜の抵当権および羊毛先取権等の不動産権利書 (Title Deed) を見返り保証としてとられた<sup>49)</sup>。またこの時期、引受およびロンドン宛債権の増加にみるようにイギリスとの為替取引も増加をみた。

オーストラリア系銀行は、長期金融としての不動産抵当貸付の形態を手形割引から当座信用・当座貸越へ逸早く転換したが、イギリス系植民地銀行は、商人による為替手形の供給を植民地内貸付額の基準としており、これは結果としてオーストラリア羊毛輸出額に植民地内貸付額を制限することになり、牧羊業者の拡大投資のための貸付を抑制することを意味した。これは、取立為替を振り出す前に、羊毛輸出代金を前貸する、一種の輸出代金の前渡しであって、基本的には商業金融の域を出るものではなかった。また Union Bank は、直接の牧羊貸付に極めて消極的であり、商人や不動産・投資会社を通じた貸付に重きを置いており、Bank of Australasia は、商人を媒介にした牧羊金融の場合には言うまでもないが牧羊業者に直接貸付ける場合にも、手形貸付の形態を基本として、長期の不動産抵当貸付において手形形式に固執していた。同行が手形形式に固執する経済的要因が何処にあるのか明らかでないが、手形は、イギリスの場合一般に、ロンドン割引市場での再割引によって流動化されるのであるが、牧羊業者の手形の流動性については今後の課題としたい。ただここで確認しておきたいことは、すでに1870年にオーストラリア系銀行が長期の不動産抵当貸付を当座信用・当座貸越で行ったのにたいして、Bank of Australasia が、1870年代においても長期の不動産抵当貸付を手形形式で行った点である。

### (3) 保有担保の構成

イギリス系植民地銀行の不動産抵当貸付は、1880-90年に積極的な展開をみることとなった。表5は、Bank of Australasia の保有担保の性格に従って貸付額を分類したものである。これによると、その担保貸付のうち担保の平均掛目は、58.9%であって、有担保原則は厳しくつらぬかれていた。以下、同行の保有担保の性格について検討を加えるとともに1880年代の貸付業務の動向を

49) Ibid.,

表5 Bank of Australasia の貸付・担保の分類 (1886年)

(単位 千ポンド)

証券の性格	貸付額	担保額	担保の掛目%
土地所有権	1,382	3,668	37.7
牧羊借地権	444	1,114	39.9
都市・効外土地所有権	1,343	2,654	50.6
羊毛先取権・家畜抵当権	2,287	3,776	60.6
鉱山採掘権および機械	6	12	50.0
株式 鉱山	58	205	28.3
その他	99	213	46.5
工場財団	160	261	61.3
手形 (社債を含む)	433	1,182	36.6
製造品	27	42	64.3
個人保証書	579	579	100
貿易手形の割引	2,556	2,602	98.2
他の割引手形	127	127	100
融通手形	20	20	100
その他証券	85	172	49.4
船荷証券	173	300	57.6
保証貸付総額	9,954	16,928	58.9
無保証貸付			
貿易業者	524	—	—
家畜所有者	382	—	—
その他	221	—	—
貸付総額	11,082	16,928	65.5

注) 保証貸付総額は、その他の項目も含めた合計額と一致しない。

資料) The Bank of Australasia, Superintendent's Office,  
Superintendent's Yearly Review, 1886, p.284.

見ておく。

担保証券の性格の分類すると私有地 (Freehold) と牧羊借地権および家畜の抵当権、羊毛先取権、割引手形・外国為替手形等が主なものであった。牧羊業に関する担保のうち羊毛先取権と家畜抵当権は、担保の掛目が、60%を越えており、銀行によって担保としての確実性が比較的認められていた。だが土地抵当権は、掛目が30%台で借手にとって借入額のほぼ3倍近くの不動産権利証書を必要とする極めて厳しいものであった。また注目に値するのは、オースト

ラリア第二の輸出産業であった鉱業への貸付は、鉱山株式を担保としており、28.3%の掛目からみて厳しく制限されていた。農・牧地を担保にした貸付のうち公有地借地権を担保にした貸付は、私有地所有権を担保にした貸付のほぼ1/3に過ぎなかったことから、銀行にとって1860年代の中頃まで担保としての不確実性のために敬遠されていた。そして牧羊業にたいする不動産抵当貸付は、保証貸付総額の41.3%にのぼっており、70年代前半からほぼ横這いであった。

外国為替手形（ロンドン宛の為替手形）および船荷証券・信用状等の外国為替業務の担保は、担保総額に占める割合が27.4%に達し、外国為替手形は、担保の掛目が100%であることから同行にとって最も信頼のある証券であった。そしてこれらの牧羊金融、為替業務に加えて、都市およびその郊外の土地・建物を担保にした貸付13.5%があり、これら3つのグループで同行保有の担保総額の82.2%に達して、この担保構成からBank of Australasia の貸付業務は、牧羊業に関連する不動産抵当貸付業務と外国為替業務によって構成されていた。

同行は、商人、牧羊業者にたいする貸付とは別に、さらに大口貸付としてGibbs Bright & Co. のようなマーチャント・バンカー、Australian Mortgage & Agency Co., Goldbrogh Co. 等々の牧羊金融会社、Broken Hill Property Co. のような鉱山・鉄工業さらにアルコール・砂糖製造企業にも貸付を行っていた<sup>50)</sup>。製造業および非銀行金融機関にたいする貸付は、すくなくとも1875年まで大口貸付の中にみることはできなかったが、1889年の勘定にこうした貸付を見る事ができる。1880年代は、一方で牧羊業への不動産抵当貸付が拡大するなかで、他方では着実に製造業・非銀行金融機関への貸付が発展していた。ここにオーストラリアにおける製造業の発展とともに商人貸付および牧羊業への不動産抵当貸付から今世紀に発展する製造業への貸付の萌芽をみる事ができる<sup>51)</sup>。

50) Bank of Australasia, *Superintendents Office, Superintendents Yearly Review* (以下、*Yearly Review*と略記する), 1885, pp.16-17.

51) オーストラリア工業化の開始期は、琴野氏によれば1920年代とされている(琴野孝編『オーストラリア経済の形成過程』アジア経済研究所, 1973年, 13頁)。

#### (4) 羊毛委託販売

不動産抵当貸付の結果、銀行は各種牧羊資産の抵当権を担保として保有したが、そこでの金融機関による土地抵当権の長期保有は、牧羊資産の所有関係にどのような影響を与え、牧羊業にたいしてどのような支配関係を形成するに至ったかの問題は、法制上、極めて複雑な問題を含んでおり、オーストラリアにおいても論争問題となっており<sup>52)</sup>、また銀行が、不動産抵当権のなかでも羊毛先取権の獲得を重視していることでもあるので、牧羊業の唯一の生産物である羊毛の管理と運営について検討することとする。

19世紀にオーストラリア羊毛は、牧羊業者が羊毛の販売を輸出業者に委託し、彼等の手によって輸送され<sup>53)</sup>、ロンドン羊毛市場において競売され、そこで価格が形成されていた。オーストラリア羊毛の輸出に携わっていたのは、マーチャント・バンカー、専門的な羊毛輸出代理商 (Auctioneer)、牧羊金融会社であった。かれらは、競売価格の2～2.5%を手数料として手にした<sup>54)</sup>。だが牧羊金融会社が金融業務を拡大したのに対抗して、銀行も牧羊業者の販売代金の管理とロンドン資金の拡充を目的として、羊毛先取権を根拠に、羊毛委託販売に参入していった<sup>55)</sup>。銀行による牧羊業者にたいする貸付は、羊毛委託販売に際しての、牧羊業者の振り出した取立為替手形によってロンドンにおいて返済されることになったと考えられる。銀行による羊毛委託販売の最初の記録は、1855年

52) この論争は、銀行による公有地借地権の登記が長期に及んだことを金融機関による牧羊業への支配とみるか否かについてであった。Fitzpatrick は、支配を強調し (B.Fitzpatrick, *op.cit.*, pp.384-5.), Butlin は、抵当権の法的性格と請戻し権の喪失が少なかったことを重視してこの支配に否定的であった。(N.G.Butlin, *Company Ownership of N.S.W. Pastoral Station, 1865-1900, Historical Studies Australia and New Zealand, Vol.4, No.19 (MAY, 1950) p.89.*) だが、Butlin は、借地権のみを検討して所有権の移転と集中については残された課題となっている。

53) A.Barnard, *The Australian Wool Market, 1840-1900*, (Melbourne, 1958) p. 107. 西村氏によれば、委託販売の場合、委託者は競売価格の何割かを受託者にたいして手形を振り出すことができた。(西村閑也『国際金本位制とロンドン金融市場』法政大学出版会, 1980年, 381-2頁)

54) A.Barnard, *op.cit.*, p.107.

55) R.F.Holder, *op.cit.*, p.372.

のN.S.W.Bank の販売例である<sup>56)</sup>。表6は、牧羊金融会社、商業銀行、Bank of Australasia, Union Bank の羊毛輸出量の動向を示したものであるが、金融機関のオーストラリア羊毛輸出総量に占める割合は、1887年でほぼ45%に達しており、全ての金融機関を含めるとその過半に達したと推測される。金融機関のなかでも牧羊金融会社が銀行のほぼ3倍に達し、銀行は総輸出額のほぼ1割程度であった。そして銀行のなかではオーストラリア系銀行が、この業務において先進的であり、イギリス系銀行は、Bank of Australasia のみが際立った取引量を示しているものの、全体として羊毛委託販売にたいしては慎重であった。そしてUnion Bank を始めイギリス系銀行による羊毛委託販売が活発化するのには、1880年代後半にいたってであった。銀行は、金融的利益に留まらず、

表6 金融機関の羊毛輸出の動向

(単位 千ペイル)

年	銀行		牧羊金融会社		オーストラリアの 羊毛輸出総量	Bank of Australasia	Union Bank of Australia
1879	9	72 (8.7)	8	253(30.6)	826	9	—
1880	8	60 (6.9)	8	239(27.7)	864	8	—
1881	8	74 (7.9)	8	286(30.7)	932	12	—
1882	9	80 (8.0)	9	291(29.1)	1,000	17	—
1883	10	103(10.4)	9	289(29.2)	991	22	1
1884	10	111(10.3)	9	316(29.2)	1,084	25	2
1885	12	91 (8.9)	9	290(28.2)	1,028	16	1
1886	11	122(10.7)	9	330(28.9)	1,140	26	8
1887	13	120(10.7)	10	380(34.0)	1,117	28	13
1888	13	142(11.4)	9	407(32.7)	1,245	30	17
1889	13	155 (—)	9	383 (—)	—	28	25
1890	20	170 (—)	9	397 (—)	—	27	29

注) 500ペイル以上輸出した金融機関の合計量であり、500ペイル以下のものは含まれていない。( )内の数字は輸出総量に占める割合、イタリックの数字は会社数を示す。

資料) Australian Insurance and Banking Record, May 1891年, p. 354, March, 1889, p. 177より作製。

56) Ibid., p.370.

羊毛委託販売からの商業的利益をも獲得しており、19世紀後半のオーストラリアの銀行の特質をなしている。羊毛委託販売は1890年代以降のオーストラリアの輸出構造の多様化によって羊毛市場がオーストラリアに形成されるとともに消滅することとなる<sup>57)</sup>。

銀行による牧羊業者への貸付は、銀行への不動産抵当権の集中をもたらし、羊毛委託販売による取立為替手形によって返済される。この場合の本支店における資金偏在は、植民地でのロンドン宛銀行為替手形の販売によって調整されるが、オーストラリアでの牧羊金融の拡大と貸付期間の長期化によって、預金の獲得は焦燥の課題となった。そこでイギリス預金の獲得とそのオーストラリアでの運用が拡大することとなる。同時に保有抵当証券の流動化が問題となる。これらの点については、次説で考察することとする。

#### (5) 預金業務と債権の流動化問題

銀行による預金収集の形態は、1850年代の産金ブーム期に無利子預金の急増を見たが、金融機関の預金獲得競争と牧羊金融の拡大を背景として、銀行は1860年代後半から利付固定預金を中心とした預金構成に転換した<sup>58)</sup>。さらに1870年代以降、植民地内預金獲得競争とイギリス預金の導入によって、預金総額は10年間で2倍に増加した。以下植民地預金とイギリス預金に分けて考察することとする。

植民地預金は、1850年代後半に6ヶ月、1年の通知預金を創設する銀行があらわれ<sup>59)</sup>、1860年からその後の20年間に銀行は、3ヶ月、6ヶ月、1年、それ以上の通知預金である利付固定預金を中心とした預金構成に転換した。銀行間の預金獲得競争は激しく、当座預金にも2-3%の金利が付く事もあったが、1858年に銀行間の合意にもとずいて当座預金の利子が廃止された。1866年オバ

57) A. Barnard, *op. cit.*, p. 65.

58) S. J. Butlin & A. R. Hall, *Reserve Bank of Australia, Occasional Paper, No. 4A, Australian Banking and Monetary Statistics, 1817-1945* (Sydney, 1971) p. 112.

59) R. F. Holder, *op. cit.*, pp. 222-223.

レント・ガーニー恐慌を契機に割引率、預金利率、政府勘定等々に関する銀行間協定の必要が焦燥の課題となり、そして1868年に6ヶ月通知預金の上限を5%とする協定の成立をみて<sup>60)</sup>、オーストラリアは金利協定時代に入り、これによって金利変動は著しく安定し、1年の通知預金がほぼ7%に維持されるほど金利水準も高かった。だが、非銀行金融機関が預金収集を開始するにいたって、預金獲得競争は激化し、金利協定は破棄されて預金金利の上昇を招くこともあった。

イギリス系銀行に取って植民地預金の収集は、植民地の地域主義と株主預金を期待できないために困難を極めた。植民地預金については表7は、Bank of

表7 Bank of Australasia の高額預金者の構成 (1890年) (単位 千ポンド)

支店名	預 金 者 名	預金額	性 格
メ ル ボ ル ン	Elder Sir Thomas	47	長期性
	Glass R. J.	40	短期性
	Joshua J. M.	78	長期性
	McCulloch George	83	〃
	New York Life Insurance Co.	178	〃
	Oborne Senr James	43	〃
	Rand Robert	49	〃
	Savings Bank	70	準備の役割
	Smith R. Barre	64	長期性
	Sully Walter	41	不 明
シ ド ニ 	Trustess & Executors Co.	34	長期性
	Ellictt G. R.	46	〃
	New York Life Insurance Co.	76	〃
	Scottish Widows Fund	40	投資準備
	Savings Bank	141	長期性
	White, Bell & White	32	信託資金
	White James	40	—

注) 長期性 (Permanent) 短期性 (Temporary)

資料) Bank of Australasia, Superintendent's Office, London letter 1891, January 12, pp. 600-601.

60) Ibid. pp. 284-285.



Australasia のメルボルン、シドニー支店の30千ポンド以上の高額預金者の構成を示したものである。これによると高額預金者は、生命保険、年金基金、貯蓄銀行等の長期性金融機関によるものと個人預金とに分けられる。前者は、投資目的の遊休資金で金利動向に左右される長期性の預金であった。個人預金は、Elder Sir Thomas のような大牧羊業者と J.M.Joshua のような大商人の長期性預金であった。こうした植民地預金の特質が長期性の不動産貸付を可能ならしめた。

イギリス預金については、これまで多くの論点が挙げられてきた<sup>61)</sup>、オーストラリアで活動する諸銀行は、預金代理業者 (Deposit Agent) を媒介にしてスコットランドの銀行、保険会社、個人信託から預金を集めた<sup>62)</sup>。彼等は直接に預金集める事もあったが、金利および経費が負担であったことと、スコットランド特有の現金志向のためにこれら預金代理業者に手数料を支払って預金を獲得した<sup>63)</sup>。イギリス系銀行は、自己の株主がイギリスに居住するために、これを集めるには有利であり、進出当初からイギリス預金をロンドンにおける為替準備金として運用していた。だが不動産抵当貸付に運用するためにイギリス預金を導入したのは、オーストラリア系銀行であった。そしてこれに対抗するために1864年に Bank of Australasia も、イギリス預金の本格的導入を開始した。同行は、100ポンド、500ポンドの単位で、2年ものに5.5%、3年ものに6%の利子を提供したが<sup>64)</sup>、イギリス預金は基本的には高金利の大口の長期性預金であった。だが1866年の恐慌とその後の貸付低迷期に預金の払い出しを始め、1873年までにイギリス預金をゼロにした。1874年に導入を再開し、牧羊

61) イギリス預金についての論点は、本山美彦『貨幣と世界システム』三嶺書房、1986年244-245頁を参照されよ。

62) R.F. Holder, *op. cit.*, p. 282.

63) イギリス預金は1890年ベアリング恐慌期においても絶えずオーストラリアに流入したが、恐慌期以降金利水準は、4.25%に低下した。当時預金者に取って金利の最低限は4%におかれていた。またイギリス預金にたいして元本と利子に民間の預金保険制度が存在していた。(A.I.B.R., 1891, P. 164.)

64) S.J. Butlin, *op. cit.*, p. 220.

業の旺盛な開拓資金需要を満たすために、1880年代に積極的にイギリス預金の獲得を展開した。その場合でも導入額にたいして取締役会の上限規制があり、これが総支配人の要望に応じて順次引き上げられた<sup>65)</sup>。

イギリス預金の総預金に占める割合は、各銀行が貸借対照表においてこれと植民地預金を区別していないために正確につかむ事は不可能であるが、Australian Insurance and Banking Record によれば1891年にイギリス預金の総額を400万ポンド、総預金に占める割合を26.3%と推計している<sup>66)</sup>。表8は、1893年のオーストラリアの諸銀行のイギリス預金の額と総預金に占めるその割合を示したものである。これによるとイギリス預金の総預金に占める割合は、全体で27.8%に達し、Queensland National Bank, London Chartered Bank 等、50%を越えるものが存在した<sup>67)</sup>。またイギリス系銀行よりもオーストラリア系銀行がイギリス預金の割合が高く、預金量の多い有力銀行ほど植民地内預金に依存していた。またイギリス預金の形態として1885年に Union Bank は、20年間再支払いの行われぬ Incribed Stock Deposits を発行した。これは、銀行による長期借入を目的とした社債形式の預金で、1887年1月200千ポンド、1888年7月750千ポンドへと順調な拡大をみた<sup>68)</sup>。

65) Union Bankは、イギリス預金の上限を1879年60千ポンド、1882年100千ポンド、1883年150千ポンド、1885年200千ポンドへと引き上げた(S.J.Butlin, *ANZ Bank*, p.241.)。また同行のイギリス預金の割合は、1870年代に10%未満であったが、1880年代にはいると10%を上回り、1886年には18%に達することもあった。(拙稿「ブリティッシュ・バンクの植民地定着に関する一考察」(北大『経済学研究』第35巻第3号, 1986年, 84頁.)

66) この数値は、オーストラリアで活動する全銀行の預金総額から4半期毎に報告されるオーストラリアの保有預金総額を控除したものであり、すなわち正確にはオーストラリア以外で保有された預金総額であってイギリス預金の総額ではない。だが当時この数値をイギリス預金の動向を近似的に示すものとして利用していた。(A.I.B.R., 1891, p.403.)

67) Bank of South Australia, も預金総額のうちイギリス預金が3分の2に達し、その預金者の殆どは、同行の株主であった。同行が、1892年に支払い停止に陥ったとき、その原因の一つにイギリス預金の比重が問題とされていた。Union Bankは、イギリス預金の4分の1を短期債務の準備としてロンドンに保持する原則をもっていた(S.J.Butlin, *ANZ Bank*, p.241.)。

68) Incribed Stock Depositsは、社債形式をとった預金であること、銀行が長期資金を調達するために証券取引所を利用したことに特徴がある。計画段階で、銀行に

表8 オーストラリア諸銀行のイギリス預金の割合 (単位 千ポンド)

銀行名	預金	イギリス預金	イギリス預金の割合
Queensland National Bank	8,500	4,400	52.4
London Chartered Bank	6,600	3,300	50
Commercial Bank of Australia	11,900	5,600	47
Australian Joint Stock Bank	10,800	4,000	37
Union Bank of Australia	17,894	5,100	28.5
Bank of Australasia	15,000	3,000	15
English Scottish Australian Bank	5,625	900	16
Bank of N.S.W.	21,000	2,100	10
Commercial Banking Co. of Sydney	11,500	500	4.3
National Bank of Australia	8,972	1,615	18
合計	117,791	30,515	27.82

資料) A. L. G. Mackay, Australian Banking and Credit System, (London, 1931) p 119.

銀行による長期の不動産抵当貸付を可能ならしめたのは、まず第一に長期性預金の獲得であったが、第二には獲得した不動産抵当権を不動産・投資会社に貸付け、さらに譲渡することを通じて彼等に抵当権の管理を任せ、流動化を計ったことにあった。Union Bankは、New Zealand Trust Company と密接な関係を形成していた。同行は、同社を通じて牧羊業に不動産抵当貸付を行うとともに自己の獲得した不動産抵当権を同社に貸付け、抵当業務の一切を任せた。かわりにこの不動産・投資会社は自己の資金を同行に預金し、さらに自己の顧客の預金を銀行に誘導した<sup>69)</sup>。そのさい銀行は羊毛先取権を確保し、羊毛の委託販売によって年々債権の流動化を計るとともに、この会社は家畜抵当権・土地抵当権を取って、抵当権請戻し権の喪失したものは、最終的にはこれを売却することによって資金の回収を計った。こうした不動産・投資会社は、表9に

よる一方的な払戻しの権利を意図したが、発行時にこれはなくなった。発行後1年以内に証券取引所に上場されない場合、12ヶ月預金に転換する事が預金者に認められていた。50ポンドとそれ以上を単位とし、年利4%であった。(S.J. Butlin, *op. cit.* pp. 241-242.)

69) *Ibid.*, pp. 214-215.

表9 不動産・投資会社の貸借対照表の主要勘定(1889年) (単位 千ポンド)

会社名	負債			資産	
	資本	預金	他債務	土地・不動産	貸付・投資
Australian Property and Investment Co.	200	40	403	580	48
Australian Land Investment and Agency Co.	150	10	106	124	42
Centennial Land Bank	201	3	173	206	34
Colonial Investment and Agency Co.	200	156	274	403	311
Cosmopolitan Banking Co.	50	4	20	67	60
Freehold Investment & Banking Co.	1,500	926	385	981	656
Gascoigne and Co.	400	98	179	417	52
General Land and Savings Co.	340	56	384	385	460
Henry Arnold and Co.	550	284	180	352	629
Property Purchasing & Finance Co.	75	38	154	178	81
Real Estate Bank	300	311	908	917	668
Territorial Bank	200	21	369	460	45
Victoria Estate Co.	50	32	44	113	—
Victoria Freehold Bank	457	66	354	359	285
Victoria Land Co.	250	148	322	340	455
合計	4,922	2,194	4,256	5,883	3,828

資料) A.I.B.R. 1889, p.752 より作製。

みるように20-50年の長期社債を発行し、さらに銀行借入や預金業務も行い、不動産取引・管理を主要業務としていた。銀行は、これら不動産・投資会社への不動産債権の譲渡を通じて、長期債権の流動化を計ったと推測される。

Union Bank は、1880年代に有力な牧羊金融会社である Dalgety Co.とも同種の関係を形成していた<sup>70)</sup>。また Bank of Australasia は、こうした不動産会社を発起するとともに、有力牧羊金融会社を対象に貸付・預金勘定をもっており<sup>71)</sup>、債権の譲渡を含む密接な関係が形成されていたと推測される。以上、

70) Dalgetyは、その後もUnion Bankと密接な関係を続け、この関係は、ANZ Bankに引き継がれた。ANZ Bankは、現在Dalgety Farmers Ltd.の株式の20.460%を所有するとともに、取締役2名を派遣している。銀行と牧羊金融会社の系列関係は明確であるが、現在Dalgety Farmers Ltd.は、金融部門を整理して農業・牧畜会社に転換している(Dalgety Farmers Ltd., Annual Report, 1987, p.45)。

71) Bank of Australasia, Yearly Review., pp.16-18.

こうした不動産・投資会社および牧羊金融会社を通じての抵当権の管理とその譲渡によって、債権の流動化がはかられた。

だが、これら不動産金融機関は、都市・郊外の住宅等の不動産取引もかなりの量にのぼっている事が推測され牧羊業に限定できないこと、また銀行との資本・人的関係が資料上の制約もあって明らかでないために、債権の流動化については多くの課題が残っている。

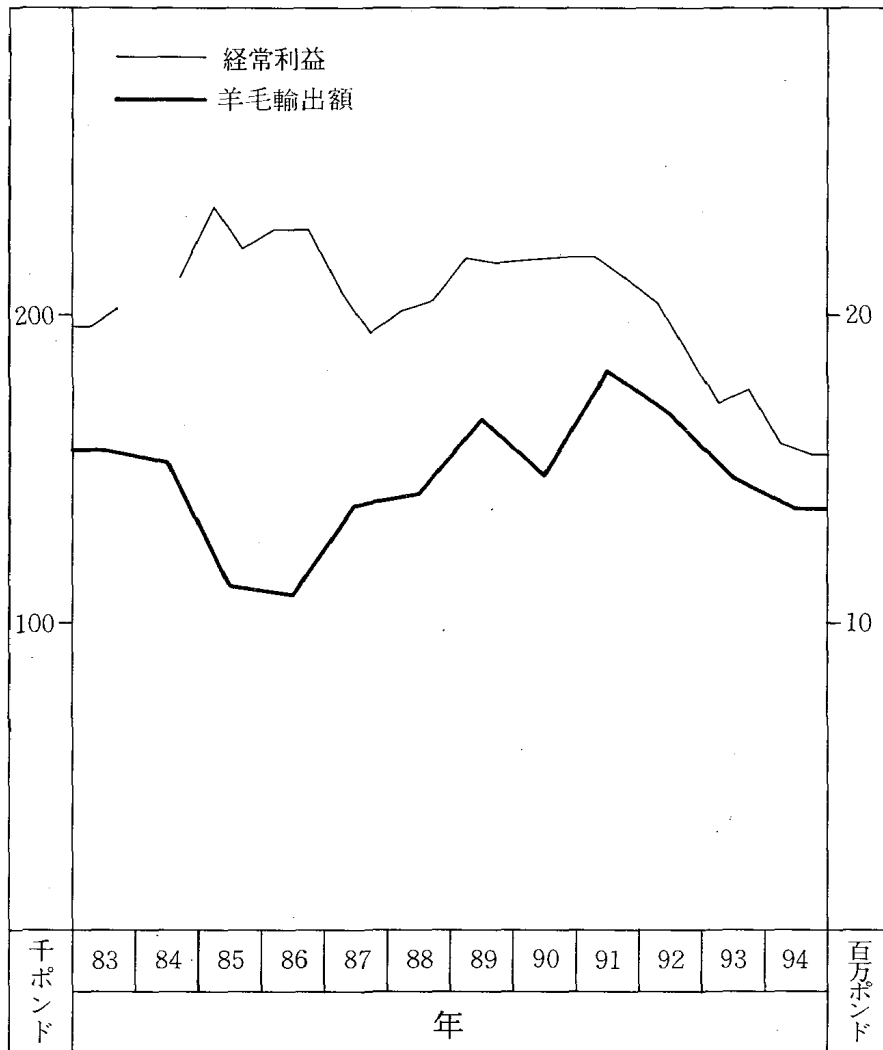
### Ⅲ 財務構造の変遷

#### (1) 収益構造の特質

前節で見たように同行の貸付構造は、牧羊業者への不動産抵当貸付（牧羊金融）と為替業務によって構成されているが、本節では、収益構造の特質を1880年から1893年までに限って考察することとする。為替業務のうち買い取り業務は、羊毛輸出に関連するロンドン宛取立為替手形の買い取りを中心としており、貸付業務から見る収益の動向は、オーストラリアの羊毛生産の動向とイギリス毛織物工業の景気動向に規定され、さらにこれらは、1875年以降羊毛価格の長期的・構造的低下傾向を別とすれば<sup>72)</sup>、短期的にはロンドン羊毛市場の価格変動に集約されて表現された。図2は、N.S.W.とビクトリアの羊毛輸出額と同行の経常利益を示したものであるが、輸出額は、1886年を底としその後1891年までに増加したが、再び1893年から長期的に低下している。この輸出額の停滞は、約1年のタイムラグで同行の経常利益の低下（1887年、1892年以降）に結びついていた。それゆえに牧羊業者の支払い不履行や金融機関による羊毛委託販売の影響も考慮にいれると、オーストラリアの羊毛輸出額の動向は、同行の

72) イギリス羊毛輸入の長期的構造について次の事を指摘しておきたい。まずイギリスはオーストラリアから輸入した羊毛を国内消費に当てる分と再輸出にまわす分とがあり、この再輸出が50%を越えるのは、1878年で、1890年代前半までつづく。1890年代後半から再輸出は、50%以下に減少すること。次にオーストラリア・ニュージーランドからの輸入量が50%台に達するのは、1868年のことで、70%台になるのは1881年のことである。1890年代には再び60%台に低下する（B.R.Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, (London, 1962), pp. 375-382)。

図2 Bank of Australasia の経常利益と羊毛輸出額の動向 (1883-94年)



注) 羊毛輸出額は、N.S.W.とビクトリアの羊毛輸出額の合計である。

資料) Bank of Australasia の経常利益は、Banker's Magazine 各号より、N.S.W.の羊毛輸出額は、T.A. Coghlan, *op. cit.*, 1900-01, p.117より、ビクトリアの羊毛輸出額は、J.J.Fenton, Victorian Year-Book, 1895-8, (Melbourne, 1901), General Statistics, No.1 より作製。

収益構造の第一の規定要因であった<sup>73)</sup>。そして銀行の収益条件が牧羊業の生産動向に左右されることは、オーストラリアで活動する銀行の収益源泉の狭隘性

73) Bank of Australasiaの株主総会の報告をみると、同行はオーストラリアの羊毛生産の動向とロンドン羊毛市場の価格動向について注目し、営業利益の変化の理由をこの動向によって毎回述べていた。

を示すものであった。

だが銀行業務の独自性から収益動向を検討する場合、受入れた資金（預金）がどの程度効率的に運用されるかが問題になるが、これは銀行の預貸率でもって表される。オーストラリアの銀行は、表10に見るように一般に預貸率が高く、少なくとも1870年代後半以降オーバー・ローン状態にあった。もちろんオーバー・ローンは、繰り返すまでもないが牧羊業の外延的拡大と公有地売却の展開ともなう開発投資資金にたいする旺盛な需要が、不動産金融市場を成長させる

表10 Bank of Australasia の預貸率の変化

(単位 千ポンド)

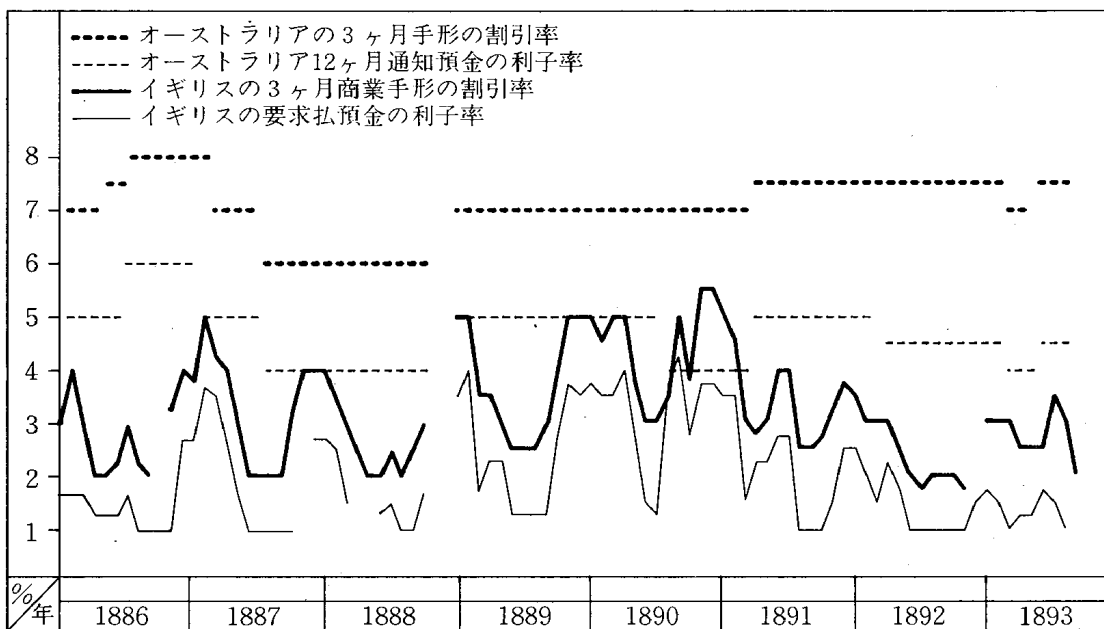
年	Bank of Australasia			ビクトリアの 銀行全体の 預貸率%
	預 金	貸 付	預貸率%	
1876	4,292	5,932	138	136
77	5,176	6,336	122	136
78	5,285	7,107	134	139
79	5,396	6,782	126	126
80	5,804	6,144	106	100
81	6,389	7,179	112	108
82	—	—	—	112
83	8,134	10,267	126	112
84	9,637	11,240	117	103
85	10,722	11,653	109	109
86	11,778	12,876	109	110
87	11,970	11,898	99	108
88	12,286	13,809	112	121
89	13,004	13,903	107	126
90	13,658	14,470	106	127
91	13,855	14,523	105	133
92	15,128	14,691	97	131
93	13,061	13,030	100	143
94	12,707	11,911	94	134

資料) Bank of Australasia の数値は、Banker's Magazin の各号より、ビクトリア植民地の銀行全体の預貸率は、J. J. Fenton, *op. cit.* p. 375より作製。

とともに、銀行による預金を上回る貸付超過を作りだした。そしてこの貸付超過は、銀行にとって低い現金準備率という問題点を産みだした。現金準備率の問題は、後述することにする。だがビクトリアでは、コール・ローンや短期貸付等の第二線準備の拡充の結果、1880年に銀行全体の預貸率は低下した。注目すべきは、1880年代の後半（特に1888年以降）銀行全体の預貸率が、再び上昇してオーバー・ローンが出現したのにたいして、Bank of Australasia は、同じ時期に預貸率を低下させた。これは、後に考察する積立金の拡充と現金準備の増強の結果であった。そして1885-1887年と1889-1894年に預貸率は低下しており、特に1887年と1892年以降際立って低い水準にあり、これらの時期に資金運用が停滞した。

オーストラリアでは、銀行間の金利協定のために金利の短期的変動は安定しており、イギリスの預金金利の変動と際立った対照をしめしている。図3は、オーストラリアとイギリスの預金金利と3ヶ月手形の割引率を示したものであるが、1880年代この預金利率は、極めて高かった。そして時に6%台に達することもあった。6ヶ月通知預金の場合これより1%下に、3ヶ月通知預金の

図3 オーストラリアとイギリスの金利変動



資料) A.I.B.R. 各号より作製。



場合さらに1%下に決まっていた<sup>74)</sup>。そして3ヶ月手形の割引率との差は、つねに2%あり、3ヶ月以上の手形の場合3%、当座貸越の場合4%利鞘を銀行は獲得でき、収益率は極めて高かった。そしてイギリスの3ヶ月手形の割引と比較した場合、オーストラリアの割引率とほぼ4%の差が存在しており、さらに羊毛委託販売による商業的利潤も加えると、銀行の投資収益は、オーストラリアにおいて著しく高かった。これは、開拓資金の不足が金融市場を貸手市場とすることによって貸出し金利の高め安定を作り出したことによる。だが割引利率が6%台に落ちることもあったので、預金金利が上昇して貸出し金利に肉薄することも推測されるところであり、その結果、銀行収益の低下をもたらすこともあった。事実、Bank of Australasia の取締役会の議長は、1888年の株主総会において前期収益の悪化の原因を次のように説明していた。すなわち1886年4月に異常な貨幣需要が発生したために12ヶ月預金が6%へ上昇し、逆に9月から65日手形の割引率が6%へ低下して、1887年1月まで利潤が全くなかった。この理由は、銀行間の預金協定の破棄による競争的金利によるものであったとこれを批判した<sup>75)</sup>。

牧羊ブームは、支店拡大にともなう人件費および一般経費の増加を補って余りある経常利益の増加をもたらした。Bank of Australasia の損益計算書によれば、同行は、1887-8年、1892年以降に経常利益の低下に陥っており、羊毛輸出額の停滞を反映していた。特に1887-8年には配当率の低下を引き起こすほどの経常利益の低下となり、この要因は、イギリス毛織物工業の生産量の減少、オーストラリア羊毛輸出額の低下を反映するとともに、先に述べた1886年からの預金金利の6%への上昇によるマージンの低下（割引率-6%）にあった<sup>76)</sup>。1892年から羊毛輸出額の減少傾向は、93年の金融恐慌の勃発と共に同行に著しい収益の悪化をもたらした。金融恐慌の兆しは、すでに1889年から建築組合の支払い停止に現れており、80年代の土地投機の失敗が表面化した。1890

74) *A.I.B.R.*, 1885, p. 316.

75) *Banker's Magazine* (以下、*B.M.*と略記する), 1887, p. 527.

76) *Ibid.*..

年にはイギリスでベアリング恐慌が発生して、ロンドン証券取引所の証券価格の崩壊によるオーストラリアの政府証券の発行が困難になり<sup>77)</sup>、政府の鉄道建設を中心とした公共事業が縮小した。さらに1891年からは主要生産物の価格が下落し、1893年1月に Federal Bank が支払いを停止し、4月には12行が支払いを停止するにおよんで金融恐慌はピークに達した<sup>78)</sup>。オーストラリアの金融構造は、金利の高め安定にもとずいて銀行に高収益をもたらしたが、他方でその立脚する収益基盤の狭隘性と低い現金準備率に問題点をもっていた。

## (2) 配当政策の変化

同行は、前期経常利益から配当を行うが、この経常利益から植民地およびロンドンの人件費、一般経費、等々の諸経費を控除し、この残額を同行の純利益として計上していた。この純利益から支店拡張に伴う店舗補填費と積立金への繰り入れ額と所得税を更に控除して、その残額を配当対象額として損益計算書の「未配当利潤」(Undivided Profit)として計上した。

同行はオーストラリアで活動する金融機関と同様に高配当政策を取って、株主への利潤の還元を強力に進め、1873年までに純利益の97%を配当に回していた。これは次期への繰越額をのぞけば、純利益のほぼ100%の配当率であった。だが、1874年の準備金の創設にともなって74年には純利益のうち2千ポンド(7%)を準備金に繰り入れ、87%を配当し、収益の一部を積立金の拡充にまわし、配当抑制策を1885年まで継続した<sup>79)</sup>。

1883年には従来1年に1回の配当から4月と10月の年2期配当制へ転換した

77) イギリスのオーストラリア投資の構成は、政府188百万ポンド、共同事業(Corporation) 17百万ポンド、銀行(資本と預金) 47百万ポンド、牧羊業(資本と社債) 53百万ポンド、その他の企業0.5百万ポンド、鉱山会社0.5百万ポンドに分けられる。(A.I.B.R., 1893, p. 848.)

78) 支払を停止した12行の最後に公表された貸借対照表の総額は、103.315千ポンドで、株主へ支払うべき総額は13.470千ポンド、一般預金者およびその他への支払うべき総額は89.845千ポンド、これにたいし保有現金・政府証券の額は17.297千ポンド、貸付および受取総額は82.711千ポンドであった。(A.I.B.R., 1893, p. 291-293.)

79) B.M., 1874, p. 427.

が<sup>80)</sup>、年2期配当制のもとで年間配当率は1884年から上昇し、1883年の増資プレミアムの結果うまれた剰余金による積立金の急激な拡充によって配当抑制策はおわり、同年には14%配当へ上昇した。だが、オーストラリアの他の銀行の配当率と比べるとけして高いものではなかった(N.S.W.Bank-17.5%, Union Bank-16%)。また払込み資本にたいする準備金の割合は、N.S.W.Bank, Union Bank に比べても低い。これは、資本額が他の銀行に比べて著しく高かったからである。同行の配当政策がオーストラリアにおいて特異な物であったわけではなかった。同行が積立金の拡充のために配当抑制策を開始した1874年は、1872年以降増加した公有地売却による牧羊金融の拡大と1874年に再開されたイギリス預金の本格的導入の時期と呼応しており、同行の配当抑制策は長期不動産抵当貸付の増加に対処するための財務上の補強策であった。

### (3) 増資問題

Bank of Australasia は、特許状によって有限責任制(応募資本額2倍)を獲得していたが、他方でこの特許状は、銀行券発行額と資本額の上限を規制していた<sup>81)</sup>。同行は、全額払込み制の額面40ポンドの株式をロンドン証券取引所に上場しており、メルボルン証券取引所にも1852年に上場していた<sup>82)</sup>。だが大多数の株主がロンドンに居住しており、年2回の株主総会は、ロンドン本店において開かれていた。1880年代当時全額払込み制を取る銀行のうち、40ポンドの株式額面は、オーストラリアにおいては最も高額面に当たるものであった<sup>83)</sup>。

80) B.M., 1883, p.528.

81) S.J. Butlin, *ANZ Bank*, p.271.

82) A.R. Hall, *The Stock Exchange of Melbourne and Victorian Economy, 1852-1900*, (Canberra, 1968), p.3.

83) ロンドン証券取引所に上場していたオーストラリアで活動する銀行のうち全額払込み制を採用していたのは、以下の銀行であり、イギリス系植民地銀行はほとんどそうであった。( )内の数字は、額面価格で単位はポンドである。English Scottish Austrarian Chatered Bank(20), Bank of South Austraria(25), London Chatered Bank(20), Bank of N.S.W.(20), Commercial Banking Company of Sydney(25), Bank of Van Diemen's Land (17), Mercantile Bank of Sydney(4),

表11は、Bank of Australasia の資本・積立金・配当率の変化を示したものである。1850年-90年に資本の増加があったのは、1862年と1883年の2回であった。その間株主数は、1855年-60年と1875年-90年に増加した。植民地株主の割合については、資料上の制約もあって明らかでないが、1855年-60年に株主の増加は、増資とは関係がなく、株式の譲渡が活発におこなわれた事を推測させる。この時期のまえにメルボルン証券取引所への上場も為されており、株式の植民地居住者への譲渡が進められたことが推測され、また他のイギリス系植民地銀行も1870年代の始めに株式の現地化政策を開始した<sup>84)</sup>。

同行は、60年代の新たな環境に対応するために、特にニュージーランドにおける業務の拡大と支店の拡張を目的として1862年に増資を行った<sup>85)</sup>。この増資は、株主割当制のもとで額面40ポンドの株式を7500株発行し、300千ポンドの資本を調達するものであった。資本金の払込みは、4回の分割制を取り、第1回払込みの1862年の4月から2年以内に払込みを完了させることが特許状に決められていた<sup>86)</sup>第4回払込み完了の時点で、245株が未消化分として残っていたが、この分は趣意書の規定にしたがって取締役会の処理するところとなった。新株にたいする配当は、1863年より始まり、1864年4月より第1回払込み分10

表11 オーストラレイシア銀行の資本金・準備金・配当率・株主数の変化

年	1850	1855	1860	1865	1870	1875	1880	1885	1890
パートナー数	624	694	1056	1104	1375	1375	1534	2050	2776
払込資本額(千ポンド)	900	900	900	1,200	1,200	1,200	1,200	1,600	1,600
準備金(千ポンド)	57	200	200	200	210	222	272	727	800
1株当りの払込額(ポンド)	40	40	40	40	40	40	40	40	40
配当率(ボーナス含) %	—	—	20	14	10	12.5	12.5	12.5	14

資料) Banking Almanac 各号より作製。

84) Union Bankは、1870年代の初頭に植民地における政府との関係改善を計るために、株式の植民地居住者への譲渡を開始した。(S.J.Butlin, *ANZ Bank*, pp.195-196.)

85) *Ibid.*, p.194.

86) *B.M.*, 1862, p.349.

ポンドに関して旧株と同等の条件が認められた<sup>87)</sup>。

1862年の統一会社法の成立とその後一次的混乱はあるものの株式会社制度の発展を背景に、イギリス政府は、1862年会社法による法人化を促進させるために特許状による法人化を認めなくなっていた。パーキスが、1879年の特許状の更新（増資問題）を申請したさいにイギリス政府は、特許状の廃棄と統一会社法の適応を検討するために同行の更新申請を延期させた。これにたいし取締役会は、会社法が銀行券発行額にたいする無限責任制の立場を取っていたために政府方針に反対した。だが、パーキスは、すでに銀行券発行額が銀行業務全体においてその役割を低下させ、かつ銀行の管理と業務の拡大が要請される状況では、増資問題を特許状から解放するのが好ましいと考えていた。だが、政府は、特許状に代わる具体策を提示できないまま、1879年の追加特許状で300千ポンドの増資を認可し、以後同行は、追加特許状の発行によって容易に増資が可能となった<sup>88)</sup>。

取締役会は、1883年に額面40ポンドの株式を株主割当方式で時価発行することにした。同行は1863年に増資をしたとき、株主割当・額面発行制を採用したが、今回の増資の特徴は、時価発行制の採用にあった。1883年の株式の市場価格は84ポンド、発行費用を控除しても多額のプレミアムが発生した。1883年4月の段階で8588株が株主達によって取得され、最終的に貸借対照表に計上された増資総額は、725千ポンドであった。名目資本額が400千ポンドであるので4月の段階でのプレミアム総額は325千ポンドであった<sup>89)</sup>。この増資による剰余金は、金融逼迫に備えて準備金を補強しようとする取締役会の意図に沿って積立金、保証金に組み入れられた。

#### （4）積立金の拡充

銀行の配当保証金（Garantee Fund）は、金発見を直接契機とする銀行収益の急増を背景として将来にわたって安定した配当を実現するために、1853年に

87) *B.M.*, 1864, p. 890.

88) *S.J. Butlin, op, cit.*, pp. 271-272.

89) *B.M.*, 1883, p. 1117.

200千ポンドをもって創設されたが<sup>90)</sup>、これは通常の銀行業務には全く利用されず、全額がコンソル、3%政府証券、ビクトリア植民地政府保証の公共債に投資された。1860年代後半に配当保証金の投資は、先の政府債を中心にN. S. W., ニュージーランド、その他外国公債に分散投資された。Union Bank の場合政府証券投資とともにロンドン市場でのコール・ローンとして運用されていた。

だが1870年、年々投資収益の増大によってこれを積立金の拡充に当てる事が決められた。そして1874年12千ポンドの額をもって利益積立金(Reserve Fund)が創設された<sup>91)</sup>。この積立金は、同年以降毎月の利潤から積み立てられ、1883年には177千ポンドに達し、ほぼ配当保証金と肩を並べるに至った。さらに1883年の増資プレミアムによって発生した剰余金は、配当保証金と利益積立金に当てられ、配当保証金は500千ポンド、利益積立金は228千ポンドとなった。翌年1884年には貸借対照表において両積立金は、同一勘定に統合されて750千ポンドの積立金(Reserve Fund)として計上された。そのうち500千ポンドは、本国・植民地政府証券に投資された。その後も積立金は、利潤の一部から每期積立てられ、1886年に800千ポンドをもって一応資本積立金の拡充策は完了した。そしてこれら積立金は、コンソルを中心としたイギリスおよび植民地等の政府証券に投資され、第二線準備として機能していた。表12は、オーストラリア有力諸銀行の準備率を示したものである。Bank of Australasia, Union Bank は、資本金と積立金の合計金額が最も高いものに属し、それゆえに銀行券、預金にたいする資本金・積立金の割合は、高い水準を示し、イギリス系植民地銀行とオーストラリア系諸銀行のそれと比べると前者が高かった。積立金が、政府証券・短期貸付に運用され、第二線準備として機能したことは、銀行券・預金にたいする政府証券等第二線準備を含む現金準備率を引き上げる意味を持っ

90) B.M., 1854, p.45. 1840年代後半の牧羊不況下で配当が支払い停止されたことを教訓として安定した配当の実現に向けて株主総会で議論された。1849年から配当は回復し、さらに株式の市場価格の上昇にたいして銀行の財務強化が論議された。

91) B.M. 1875, p. 427.

表12 オーストラリア諸銀行の貸借対照表の主要項目と現金準備率 (1885年)  
(単位 千ポンド)

銀行名		資本金	積立金	現金	政府証券 <sup>1)</sup>	銀行券	預金	現金準備率 <sup>2)</sup>
イ	Bank of Australasia	1,600	770	1,715	1,517	487	10,653	(15)29
ギ	Bank of South Australia	800	200	316	503	102	2,808	(11)28
リ	English Scottish and Australian Chartered Bank※ <sup>4)</sup>	720	180	506	<sup>3)</sup>	196	4,103	(12)12
ス	London Chartered Bank of Australia ※	1,000	40	426	388	178	3,071	(13)25
系	Union Bank of Australia	1,500	960	2,117	1,020	381	9,958	(20)30
	Bank of New South Wales	1,000	560	4,143	428	714	14,364	(27)30
	Bank of New Zealand	1,000	625	1,383	1,298	532	10,751	(12)24
オ	Bank of Victoria ※	500	125	715	92	233	4,556	(15)17
丨	Commercial Banking Company of Sydney ※	600	685	1,730	703	551	8,295	(20)28
ス	Commercial Bank of Australia ※	600	190	662	164	171	4,116	(15)19
ト	Colonial Bank of New Zealand	400	43	315	100	115	1,441	(20)29
ラ	City of Melbourne Bank ※	375	105	234	75	43	1,820	(13)17
リ	Australian Joint Stock Bank ※	500	240	894	562	591	5,365	(15)24
ア	Mercantile Bank of Sydney	300	143	327	6	39	2,090	(17)22
系	National Bank of Australasia ※	800	420	1,149	366	295	6,597	(17)22
	National Bank of New Zealand	350	10	370	198	108	1,754	(20)30
	Queensland National Bank ※	652	300	956	902	299	5,049	(19)37

- 注) 1) 政府証券の中には、短期通知の貸付・コール・ローン等々の第二線準備も含まれる。他の銀行の銀行券は含まれない。  
 2) 現金準備率の欄の ( ) 内の数字は、銀行券・預金にたいする現金の割合であり、( ) 外の数字は、銀行券・預金にたいする現金・政府証券の割合である。  
 3) ※印は、1893年金融恐慌時に支払停止した銀行である。表以外の支払停止した銀行は、以下の通りである。Colonial Bank of Australia, Bank of North Queensland, Royal Bank of Queensland.  
 4) 政府証券が受取手形の項目に含まれている。

資料) B.M. 1885年号より作製。

ていた。またインド・極東系の植民地銀行に比べると資本金および積立金の額が、際立って高い水準をしめしていた<sup>92)</sup>。こうした現金準備率の高さは、1893年の金融恐慌のときに銀行券・預金の支払いにたいする現金準備の拡充に有効に作用することとなった。同行は、1893-4年に政府証券を売却してロンドン

92) インド・極東系の植民地銀行の積立金は、Bank of Australasia, Union Bank のそれと比べると低い。Chartered Bank of India, Australia, and Chinaは、

現金準備金を確保し、この現金準備宛に植民地で為替手形を振り出し銀行券・預金の支払いに対応する体制を作った<sup>93)</sup>。

配当抑制策による積立金の拡充とともに、株式の時価発行制への転換によって生じた増資プレミアムを積立金の増強に充てたことは、不動産抵当貸付の拡大に伴うオーバー・ローン的業務体質にたいする財務面からの業務補強政策であった。それゆえに銀行券・預金にたいする現金準備率の上昇は銀行の信用力を強化するとともに、オーストラリアの銀行のかかえる現金準備の問題点を克服することとなった。だがより規定的な問題点である収益基盤の狭隘性は、残された課題であった。

## おわりに

イギリス系植民地銀行は、1860年代以降牧羊業へ不動産抵当貸付を拡大したが、1870年代前半まで為替業務を基礎に植民地内貸付を展開した。植民地内貸付額は、牧羊業者の年生産額に限定されており、土地購入資金・改良投資資金等の開発資金需要に応えるものではなく、たんに羊毛販売代金の先渡しであり商業金融の域を出るものではなかった。オーストラリア系銀行は、牧羊業者への直接貸付を行うために、当座信用、当座貸越へと貸付形態の転換を計ったが、イギリス系植民地銀行は、牧羊貸付にあたっても商人を媒介として裏書き手形の割引形式を取り、また牧羊業者へ直接に貸付ける場合にも約束手形の割引形式を取って長期の不動産抵当貸付を展開した。これは、イギリス金融制度の発展過程において形成されたイギリス銀行主義の原理の形式的貫徹であるとともに現実の貸付業務ではすでに特殊オーストラリア的發展過程に相応した長期の不動産抵当貸付に転換していた。預金業務では植民地銀行は、イギリス預金を

---

資本金800千ポンドにたいして、200千ポンドであった。The Hongkong Shanghai Banking Co. のみが資本金の50%の額を積立金として形成していた。詳細は、石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編」(東京大学『経済学論集』第45巻第1号、1979年)を参照されよ。

93) B.M., 1883, p. 1117.



ロンドンの為替準備金として利用する原則をとりながらもオーストラリア系銀行による不動産抵当貸付への運用に刺激されて、これを長期貸付に運用した。このイギリス植民地銀行の特質は、オーストラリア系銀行にたいする預金・貸付業務の競争における弱点であるとともに、長期不動産抵当貸付の増加にたいする歯止めの役割を果たすことによって彼等のもつ優位性でもあった。

牧羊業の外延的拡大と公有地売却に規定された開発・拡大投資資金の長期的需要は金融市場の貸手市場化をもたらし、植民地の預金獲得競争、イギリスからの資本と預金の導入によっての高金利が形成され、さらに金利協定による貸出金利と預金金利の高め安定という特質をオーストラリアの金融市場に付加した。この金融市場の特質は、不動産抵当貸付の結果金融機関に集中する羊毛先取権に基づくロンドンへの羊毛委託販売による商業的利益と合せて、オーストラリアで活動する銀行の高い収益条件をつくりだした。イギリス植民地銀行は、商業金融の理念を堅持しながらも、19世紀後半のオーストラリア金融市場の特質を十分に享受して、牧羊業および他の金融機関と資金関係を深化させ、小口預金の獲得と中小貸付の拡大を通して植民地での地方貸付（Local Finance）を展開し、くわえて製造業への貸付の増大によって大商人を中心とした商業金融から近代的銀行制度として植民地への定着を実現した。

金融機関の高い収益条件は、牧羊業を対象とした不動産抵当貸付の増大を誘引し、その結果、銀行によるオーバー・ローンと低い現金準備率の問題を産みだすとともに、羊毛の生産と輸出を第一規定要因とする収益構造の狭隘性という問題点をなげかけた。だが低い現金準備率の問題点は、1870年代に始まる配当抑制策、株式の時価発行制への転換によって積立金が拡充され、こうした銀行の財務政策の遂行の結果として克服されるとともに、イギリス植民地銀行のオーストラリア植民地への現地化の補強となったが、オーストラリア経済が羊毛中心のモノカルチャー経済であることからこれに立脚する銀行の収益構造の狭隘性の問題点は、解決される手段を持ち合わせていなかった。この課題は、今世紀に入り製造業の発展と産業・貿易の多様化、連邦銀行を中心とした金融市場の統合化に委ねられることとなった<sup>94)</sup>。

不動産抵当貸付は、銀行資金の固定化をもたらしたが、イギリス系植民地銀行による手形形式での牧羊業への長期貸付が、手形の再割引による流動性確保問題にどのような関係があるのか、さらに不動産金融機関への抵当債権の貸付・譲渡に関して各金融機関の役割と銀行との系列関係についての検討は、今後の課題としたい。

- 
- 94) 連邦銀行は、1911年に成立し、翌年1月に営業を開始し、第一次対戦中に戦時公債の引き受けによって業務を拡大し、その存在の重要性が認識された。だが同行は、発券の権限を持たず、また商業銀行も連邦銀行に準備金を設定せず再割引をしなかった。そのために中央銀行としての機能は著しく制限されたものであった。連邦大蔵省が発券の権限を連邦銀行に移管するのは、1924年のことであり、再割引がおこなわれるのは1930年代に入ってからである。連邦銀行の発達については、石垣健一『オーストラリアの金融システムと金融政策』神戸大学経済経営研究所、1985年、356-381頁を参照されよ。